

名寄市消費生活センター

市内で被害発生！「税金の払い戻しがある」との電話に注意！

事例

6月30日、市内在住の80代男性宅に、市役所職員を名乗る男から、「税金の払い戻しがある。30日のため、今日中に手続きしないと受取れない」と電話があり、スーパーのATMへ行くように言われた。男性は指示通りATMを操作したところ、100万円を振り込んでしまった。
(市内80代男性)



消費者へのアドバイス

- 北海道内各地で市役所職員を名乗り、「税金の払い戻しがある」、「医療費の還付金がある」などと言ってATMへ誘導したり、個人情報聞き出す電話が相次いでいます。
- 「今日中に手続きしないと受取れない」と言われても、慌てずに周囲へ相談しましょう。
- 還付金の手続きは、ATMの操作で行なうことはありません。また、市役所職員が還付金の受け取りにATMの手続きを案内したり、電話で口座番号などの個人情報を聞くこともありません。
- 事例のような電話が掛かってきたときは、一旦電話を切って警察（#9110）に相談しましょう。

●問い合わせ先

名寄市消費生活センター TEL・FAX/ 01654-2-3575

◆相談時間 9:15~16:00 ◆休日/土・日・祝日